

「金融指標に関する IOSCO 原則(19 原則)」の遵守状況について

平成 29 年 3 月 9 日
一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関

- ◇ 証券監督者国際機構 (IOSCO) の「金融指標に関する原則 (IOSCO 原則) の最終報告書」¹ (平成 25 年 7 月公表) において、金融指標の運営機関は、年に 1 回、原則の遵守状況を開示すべきとされていることから、全銀協 TIBOR 運営機関 (以下「運営機関」という。参考 1 を参照) は、運営機関が算出・公表する「全銀協 TIBOR」について、平成 29 年 3 月 9 日を評価基準日として、IOSCO 原則の遵守状況を自己検証したので、その結果を本日公表する。
- ◇ 本評価結果の概要は以下のとおりである (詳細については参考 2 を参照)。
 - ・平成 26 年 7 月に遵守状況を開示して以降、原則遵守のための対応作業を継続して実施し、同原則を概ね遵守する状況に至っている。しかし、IOSCO 原則 (特に原則 6、7、9) を完全に遵守するためには、平成 26 年 7 月に金融安定理事会 (FSB) が公表した「主要な金利指標の改革」において示された「より実取引に依拠した指標」への移行が重要である。
 - ・以上の認識のもと、運営機関は、リファレンス・バンクがレート呈示に関して遵守すべき事項を定めた全銀協 TIBOR 行動規範等について、リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスを統一・明確化することを主たる内容とした一部改正案を平成 28 年 11 月 30 日に第 3 回市中協議文書として公表し、12 月 29 日を期限として意見募集を行った。
 - ・第 3 回市中協議により寄せられた意見等を踏まえ、運営機関は、平成 29 年 2 月 24 日に平成 29 年 7 月 24 日に全銀協 TIBOR 改革を実施し、一部改正後の全銀協 TIBOR 行動規範等を施行する旨公表した。
- ◇ 運営機関は、IOSCO 原則に則った態勢の整備・運営を徹底することを通じて、全銀協 TIBOR の信頼性・透明性の維持および向上に努め、全銀協 TIBOR が同原則に則った指標として国際的にも認知され、円金利の代表的な指標として引き続き広く利用されるよう、FSB 等における国際的な議論も勘案しつつ、運営強化の取り組みを継続して参りたい。

¹ IOSCO が、金融市場で利用されている指標に関する諸原則の包括的な枠組みを提供するものとして平成 25 年 7 月 17 日に公表した報告書 (<http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD415.pdf>)。遵守すべき 19 の原則が示されている。

(参考1)全銀協 TIBOR 運営機関について

- ◇ 運営機関は、全銀協 TIBOR のより中立的な運営態勢を構築するために、平成 26 年 4 月 1 日に設立されたもので、同日付で、一般社団法人全国銀行協会から全銀協 TIBOR の算出・公表に係る業務の移管を受けて業務を開始している。
- ◇ 運営機関は、全銀協 TIBOR の算出・公表に当たり、レート呈示を行うリファレンス・バンクに対しては、レート呈示に当たって遵守すべき事項や必要な態勢整備等を定める全銀協 TIBOR 行動規範の遵守を求めるとともに、その遵守状況およびレート呈示内容のモニタリング等を行っている。

運営機関の設立までの経緯については、一般社団法人全国銀行協会が平成 25 年 12 月に公表した「全銀協 TIBOR の運営見直しに関する報告書」² をご参照ください。

(参考2)IOSCO 原則の遵守状況について

◇ 算出者のガバナンス

➤ 原則 1 運営機関の全般的責任

運営機関は、指標の定義、指標の決定に係るプロセスや運営機関のガバナンス態勢等を定め、全銀協 TIBOR の運営について全般的な責任を負っている。また、これらを全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR 行動規範において文書化し、ウェブサイト公表しており、IOSCO 原則を遵守している。

また、運営機関は平成 27 年に施行された改正金融商品取引法にもとづく特定金融指標算出者として同法の規制下にある。このため、同法が定める IOSCO 原則に準拠する全銀協 TIBOR 業務規程等について、平成 27 年 11 月 26 日に金融庁から認可を受けている。さらに、TIBOR+に対応する全銀協 TIBOR 業務規程等の一部改正内容について、金融庁から平成 29 年 2 月 20 日付で認可を取得している。

➤ 原則 2 第三者の監督

全銀協 TIBOR の算出・公表に関わる第三者は以下のとおりである。これらの第三者に対する運営機関としての管理または監督のための方針は、全銀協

² <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/27103000.html>

TIBOR 業務規程、全銀協 TIBOR 行動規範および全銀協 TIBOR の算出・公表業務の委託に関する指針（以下「委託に関する指針」という。）において規定し、以下の対応を実施しており、IOSCO 原則を遵守している。

✓ リファレンス・バンク

全銀協 TIBOR 行動規範にもとづきリファレンス・バンクに対し以下の監督を実施している。

- 呈示レートのモニタリング
- 社内規程の整備状況に係るモニタリング
- 社内研修の実施状況に係るモニタリング
- 内部監査・外部監査の結果に係るモニタリング
- 実地による行動規範の遵守状況に係るモニタリング

✓ 事務代行会社（ソフトバンク株式会社）

事務代行会社に委託した業務および管理または監督のための方針は、全銀協 TIBOR 業務規程、委託に関する指針、事務委託契約書に規定している。平成 28 年 4 月から事務代行会社として契約したソフトバンク株式会社に対しては以下の事項の監督を実施している。

- 運営機関によるレートの再鑑および公表許可の実施
- 業務執行状況に係る報告書の提出（四半期毎）
- 実地による委託業務の実施状況および委託業務の態勢整備状況・書類の保存状況のモニタリング

✓ 一般社団法人大阪銀行協会

一般社団法人大阪銀行協会に委託した業務は、全銀協 TIBOR 業務規程、委託に関する指針、事務委託契約書に規定している。同法人に対しては、以下の事項の監督を実施している。

- 業務執行状況に係る報告書の提出（四半期毎）
- 書類の保存状況

➤ 原則 3 運営機関の利益相反

運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程、全銀協 TIBOR 行動規範および利益相反管理方針において、指標運営において生じ得る利益相反を特定したうえで、これらを管理・軽減するための措置を規定する等、当該規定にもとづいた運営を実施しており、IOSCO 原則を遵守している。

加えて、これらの利益相反の管理態勢は、監視委員会において定期的に見直しを実施する態勢を構築している。

なお、平成 28 年度は 4 月 1 日（理事 1 名の交代および監視委員会委員の再任）および 6 月 30 日（理事 4 名および監事の再任）付で、理事および監視委員会委員の利益相反の有無に関する表明文書を再取得し、ウェブサイト公表しており、関連する上記規程と併せて利益相反管理に関する情報を利用者や関連する規制当局に対して開示している。

➤ 原則 4 運営機関の統制の枠組み

運営機関は、全銀協 TIBOR の公正な算出・公表に対する責任を担うため、指標運営の公正性、透明性の確保に主眼を置いたガバナンス態勢を整備しており、IOSCO 原則を概ね遵守している。

運営機関の意思決定機関として理事会を設置し、理事会の下、外部有識者で構成される監視委員会を設置している。監視委員会は高い独立性を有し、指標運営の適切性の確認および改善策に関する理事会への提言を行っている。

理事会については、理事の過半数は金融機関に所属する者以外から選出することを規定しており、実施されている。また、監視委員会についても、有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）が委員に就任し、独立性確保の観点から金融機関に所属する者は委員に就任しないことを規定しており、実施されている。

これら統制の枠組みについては、全銀協 TIBOR 業務規程に規定し、ウェブサイト公表している。今後更なる改善の必要性について検討を進めていく。

➤ 原則 5 内部監督機能

運営機関は、外部委員のみで構成される監視委員会が、全銀協 TIBOR の運営に関する適切性の確認および改善策に関する理事会への提言を行うことを全銀協 TIBOR 業務規程において規定しており、IOSCO 原則を遵守している。

具体的には、監視委員会では、利益相反の管理、外部からの指摘・苦情への対応、リファレンス・バンクの全銀協 TIBOR 行動規範の遵守状況（社内規程の整備、社内研修の実施状況、内部監査・外部監査の結果）、レート呈示内容のモニタリング、行動規範等の諸規程の改正、運営機関の内部監査計画および結果について、適切性の確認を実施している。

◇ 指標の品質

➤ 原則6 指標の設計

全銀協 TIBOR が表現しようとしている「価値」は、全銀協 TIBOR 業務規程第1条に記載されている指標名「全銀協 TIBOR: Tokyo Interbank Offered Rate」や、第4条に規定されている定義「午前11時時点の本邦無担保コール市場（ユーロ円 TIBOR の場合には、本邦オフショア市場）におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と見做したレート」などにより明示されており、リファレンス・バンクの呈示レートのうち、上位・下位2社の値を除外して、単純平均したレートである。

リファレンス・バンクによる定義にもとづく適切なレート呈示が担保されるよう、全銀協 TIBOR 行動規範において、リファレンス・バンクが遵守すべき事項や必要な態勢整備を規定している。また、全銀協 TIBOR 行動規範の遵守が確保されるよう、リファレンス・バンクに対しては、原則年1回の外部監査、内部監査の実施を義務付け、結果の報告を求めている。

平成27年4月からは、全銀協 TIBOR がその表現しようとしている「価値」を正しく反映しているかを定期的に確認するべく、リファレンス・バンクから収集した無担保コール市場での銀行間の取引データ（ユーロ円 TIBOR はユーロ円取引）を用いて、各リファレンス・バンクからの呈示レートの事後検証を実施している。

実取引に依拠することにより、不正操作の余地を極小化した指標の検討について、運営機関は平成26年12月、平成27年8月に市中協議文書を公表し、呈示レートの算出プロセスにおける実取引データの参照・使用方法等について、その優先順位を定める「ウォーター・フォール構造」を客観的かつ明確に定めることを改革案として示した。これら過去2回の市中協議で寄せられた意見を踏まえ、具体的な改革の実施に向けた行動規範の一部改正案等を平成28年11月30日付で第3回市中協議文書として公表している。

同市中協議の結果を踏まえ、全銀協 TIBOR 改革に向けてリファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスを統一し、明確化等する趣旨で、全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR 行動規範等の一部改正を実施し、金融庁から認可を受けている。なお、一部改正後の全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR 行動規範等は、平成29年7月24日に施行予定である。

本原則を完全に遵守するためには、平成29年7月24日に施行予定の全銀協 TIBOR 改革の実施が重要であると認識しており、移行に向けた対応を引続き

進めていくこととしたい。

➤ 原則 7 データの十分性

全銀協 TIBOR は平成 26 年 10 月 6 日を適用開始日として、平成 26 年 7 月 4 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範において、リファレンス・バンクが呈示するレートの決定においては、全銀協 TIBOR の定義にもとづいたレート呈示として、各リファレンス・バンクは、プライム・バンク間の無担保コール取引（ユーロ円 TIBOR の場合は「ユーロ円取引」）が観測できる場合には、当該取引を最低限含むものとし、かつ、優先的に考慮すべきとした。適用開始日以降、各リファレンス・バンクでは、全銀協 TIBOR 行動規範に沿って、無担保コール取引（ユーロ円 TIBOR の場合には、ユーロ円取引）のデータを優先的に考慮し、レートの呈示を行っている。

加えて、平成 28 年 11 月 30 日に公表した第 3 回市中協議文書において、より実取引データに依拠した指標とするため、評価対象市場のみならず、ホールセール市場の実取引を含む各種データの使用を義務付けたウォーター・フォール構造の最終版を提示しており、平成 29 年 2 月 20 日付で、同市中協議結果を踏まえて、全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR 行動規範を一部改正し、金融庁から認可を受けている。

平成 29 年 7 月 24 日に予定している全銀協 TIBOR 改革実施日（一部改正後の全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR 行動規範の施行日）以降、リファレンス・バンクにおいては、統一し、明確化されたウォーター・フォール構造にもとづいてレート呈示が行われる。

本原則を完全に遵守するためには、平成 29 年 7 月 24 日に施行予定の全銀協 TIBOR 改革の実施が重要であると認識しており、移行に向けた対応を引続き進めていくこととしたい。

また、今後も全銀協 TIBOR が「活発な市場」に依拠した指標であり続けるよう、引き続き市場の状況をモニターすると共に、IOSCO 原則における「活発な市場」が全銀協 TIBOR にとって意味するところが何かについても、検討を継続して参りたい。

➤ 原則 8 データのヒエラルキー

運営機関は、全銀協 TIBOR 行動規範において、呈示レートに優先的に勘案されるべき取引等の種類や範囲を具体的に示したうえで、リファレンス・バ

ンクは、定義に即したレート呈示を行うに当たり、呈示レートの決定に際して参照する取引や定性的情報等の種類・範囲についての基準を各リファレンス・バンクにおいて整備することを求めている。

平成 26 年 10 月 6 日を適用開始日として、平成 26 年 7 月 4 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範においては、「各リファレンス・バンクは、プライム・バンク間の無担保コール取引（ユーロ円 TIBOR の場合は「ユーロ円取引」）が観測できる場合については、当該取引を最低限含むものとし、かつ、優先的に考慮すべきであることに留意する必要がある」旨を新たに規定するとともに、各リファレンス・バンクの社内規程において、その内容が反映されていることを確認しており、IOSCO 原則を遵守している。

各リファレンス・バンクでは、上記一部改正後の全銀協 TIBOR 行動規範に沿って、無担保コール取引（ユーロ円 TIBOR の場合には、ユーロ円取引）のデータを優先的に勘案してレートの呈示を行っており、こうした対応によって、IOSCO 原則を遵守している。

加えて、平成 28 年 11 月 30 日に公表した第 3 回市中協議文書において、より実取引データに依拠した指標とするため、評価対象市場のみならず、ホールセール市場の実取引を含む各種データの使用を義務付けたウォーター・フォール構造を提示しており、平成 29 年 2 月 20 日付で、同市中協議結果を踏まえて、全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR 行動規範を一部改正し、金融庁から認可を受けている。

本原則を完全に遵守するためには、平成 29 年 7 月 24 日に施行予定の全銀協 TIBOR 改革の実施が重要であると認識しており、移行に向けた対応を引続き進めていくこととしたい。

➤ 原則 9 指標決定の透明性

運営機関は、レートの算出・公表のプロセスを、全銀協 TIBOR 行動規範の「(別紙 1) レート呈示手続」に定め、ウェブサイト公表している。

また、全銀協 TIBOR の指標決定に使用するデータソースは、リファレンス・バンクからの呈示レートのみであり、その算出に用いられた呈示レートは情報提供会社を通じて公表レートと同時に公表されている。利用者や規制当局は、公表された全銀協 TIBOR とリファレンス・バンクの呈示レート、算出の際に除外された上位・下位 2 社のレートも確認することが可能である。算出方法についても、全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR 行動規範に規定し、ウェブサイト公表している。

加えて、本原則を完全に遵守するために、平成 28 年 3 月から、各リファレンス・バンクの呈示根拠の内訳の割合を年 1 回、公表している。

また、本原則を完全に遵守するためには、平成 29 年 7 月 24 日に施行予定の全銀協 TIBOR 改革の実施が重要であると認識しており、統一、明確化した呈示レート・算出・決定プロセス・呈示プロセスにより、透明性がより向上するものと認識している。

➤ 原則 10 定期的な見直し

運営機関の全銀協 TIBOR 業務規程は、全銀協 TIBOR の定義、全銀協 TIBOR が反映しようとする市場の状況を踏まえた算出方法、外部団体からの意見・苦情等を評価・検証することを規定している。

平成 27 年 3 月および平成 28 年 3 月に、リファレンス・バンクから収集したデータ等をもとに、リファレンス・バンクにおける本邦無担保コール市場、本邦オフショア市場および関連市場の市場取引量、市場全体に占める割合等の分析のうえ、市場の状況を踏まえた定期的な見直しを実施した。当該分析および FSB 報告書等を踏まえ、より実取引にもとづいた指標とするための改革を引き続き進めていくことをとし、平成 28 年 11 月には、その具体的な改革の最終案を示した第 3 回市中協議文書を公表した。なお、現時点において、全銀協 TIBOR の算出方針等の見直しを求める外部からの意見および苦情は寄せられていない。これらの定期的な見直しは、全銀協 TIBOR 業務規程で定めたプロセスに則って実施しており、IOSCO 原則を遵守している。

また、全銀協 TIBOR の利用状況も踏まえ、平成 27 年 4 月 1 日公表分から、4 か月物、5 か月物、7 か月物、8 か月物、9 か月物、10 か月物、11 か月物の計 7 種類のテナーを廃止し、現在、1 週間物、1 か月物、2 か月物、3 か月物、6 か月物、12 か月物の 6 種類のみを公表している。加えて、第 3 回市中協議結果を踏まえ、平成 31 年 4 月 1 日公表分から 2 か月物の廃止を予定している。

◇ 指標の算出方針の品質

➤ 原則 11 算出方針の内容

運営機関は、算出方針を全銀協 TIBOR 行動規範および全銀協 TIBOR 業務規程において文書化し、ウェブサイト公表している。また、当該算出方針の採用の理由は、平成 25 年 12 月に当時の運営機関である一般社団法人全国銀行協会が公表した「全銀協 TIBOR の運営見直しに関する報告書」におい

て公表しており、IOSCO 原則を概ね遵守している。

指標の算出手法の品質を向上させるべく、これまで以下 3 点の対応を実施した。

(1) 最低データ基準

平成 26 年 10 月 6 日を適用開始日として、平成 26 年 7 月 4 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範において、プライム・バンク間の無担保コール取引（ユーロ円 TIBOR の場合は「ユーロ円取引」）が観測できる場合については、当該取引を最低限含むものとする旨を規定した。

(2) 専門家判断の利用基準

平成 26 年 10 月 6 日を適用開始日として、平成 26 年 7 月 4 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範において、具体的な利用基準を明確化した。

(3) 海外の金融機関によるリファレンス・バンク応募・選定

リファレンス・バンクの法域が異なる場合、リファレンス・バンクの選定時に所在地から生ずる問題を考慮に入れる旨、平成 27 年 4 月 1 日を適用開始日として、平成 27 年 3 月 2 日付で全銀協 TIBOR 業務規程を一部改正した。

上記 (1)、(2) については、各リファレンス・バンクの社内規程に盛り込まれたことを確認済みである。

加えて、平成 28 年 11 月 30 日に公表した第 3 回市中協議文書において、より実取引データに依拠した指標とするため、評価対象市場のみならず、ホールセール市場の実取引を含む各種データの使用を義務付けたウォーター・フォール構造を提示しており、平成 29 年 2 月 20 日付で、同市中協議結果を踏まえて、全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR 行動規範を一部改正し、金融庁から認可を受けている。

本原則を完全に遵守するためには、平成 29 年 7 月 24 日に施行予定の全銀協 TIBOR 改革の実施が重要であると認識しており、移行に向けた対応を引続き進めていくこととしたい。

➤ 原則 12 算出方針に対する変更

全銀協 TIBOR 業務規程において、運営機関は、全銀協 TIBOR の定義また

は算出方法を変更する場合の手続について、パブリックコメントを実施する基準やウェブサイトでの周知期間（3か月前）、決議のプロセス（運営委員会で検討のうえ、監視委員会の確認を受けて理事会に付議）等を規定している。

また、平成 26 年 10 月 6 日を適用開始日として、平成 26 年 7 月 4 日付で全銀協 TIBOR 行動規範の一部改正を行った際に加えて、平成 29 年 7 月 24 日を適用開始日として、平成 29 年 2 月 20 日付で全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR 行動規範の一部改正を行った際も、これらの手続を踏まえて実施されており、IOSCO 原則を遵守している。

また、算出方針への影響が生じる可能性のある TIBOR+の検討に当たっては、3回（第1回：平成 26 年 12 月～平成 27 年 2 月、第2回：平成 27 年 8 月～平成 27 年 11 月、第3回：平成 28 年 11 月～12 月）の市中協議を実施し、利用者等の利害関係者からの意見を聴取した。

➤ 原則 13 移行

運営機関は、全銀協 TIBOR の公表を停止する際の対応を、全銀協 TIBOR 業務規程に規定しており、IOSCO 原則を概ね遵守している。

また、運営機関は、平成 26 年 4 月 1 日から、全銀協 TIBOR の公表が停止された場合の代替措置等について、利用者に対して、ウェブサイトでフォールバック条項の採用を奨励している。

過去 3 回の市中協議を通じて収集した利用者からの意見を勘案した上で、TIBOR+の算出方針が確定したことから、平成 29 年 7 月 24 日付で全銀協 TIBOR 改革を実施する予定である。

➤ 原則 14 呈示者に係る行動規範

運営機関は、リファレンス・バンクがレート呈示に関し遵守すべき事項や必要な態勢整備について規定する全銀協 TIBOR 行動規範を制定している。原則 2 で記載のとおり、リファレンス・バンクの全銀協 TIBOR 行動規範の遵守状況を確認しており、IOSCO 原則を遵守している。

➤ 原則 15 データ収集に係る内部統制

現時点では、全銀協 TIBOR はリファレンス・バンクから呈示されたレートのみにより算出されており、運営機関において外部からデータ収集を行っていないため、本原則は評価対象外の扱いとする。

◇ 算出者の説明責任

➤ 原則 16 不服処理

運営機関の全銀協 TIBOR 業務規程および苦情相談対応規則は、利用者等からの全銀協 TIBOR の決定等に関する不服処理を規定している。また、全銀協 TIBOR に関する意見や苦情は監視委員会に報告し、意見や苦情に対する対応の適切性の確認を実施しており、IOSCO 原則を遵守している。

➤ 原則 17 監査

運営機関は、内部監査人・外部監査人を選任し、監査に関する態勢を構築している。すでに平成 26 年度から毎年、全銀協 TIBOR 業務規程に定められた年 1 回の監査を受け、その状況をウェブサイトで公表しており、IOSCO 原則を遵守している。

➤ 原則 18 監査証跡

運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR 行動規範において、IOSCO 原則で求められる証跡について 5 年間保存することを規定しており、IOSCO 原則を遵守している。

➤ 原則 19 規制当局との連携

運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程において、規制当局から全銀協 TIBOR 算出等に係る記録および監査結果等の提出・報告等を求められた場合に協力する旨を規定しており、IOSCO 原則を遵守している。

以 上